

限度額認定証申請のお知らせ

◆限度額認定証とは？

入院、外来診療、診療に伴う調剤費などで医療費が高額になる場合、認定証を医療機関窓口へ提示すれば当該医療機関窓口での1か月の支払額が自己負担限度額までとなります。

※病衣、差額ベッド代などの保険診療外費用は含まれません

◆受診時に認定証がない場合は？

高額療養費で払い戻しが受けられます。医療機関で、限度額以上の医療費負担をした場合、診療月から約2か月後以降、該当世帯に高額療養費の案内を郵送します。

■マイナ保険証を持っている人（申請不要）

医療機関でマイナ保険証を提示し「限度額情報の提供」に同意すると、医療機関窓口での限度額を超える支払いが免除されます（申請により紙での交付も可能です）。

※国保税の未納がある世帯はマイナ保険証で限度額区分が確認できない場合があります

■マイナ保険証を持っていない人（申請が必要）

8月以降に認定証が必要な人は申請してください。

※国保税の未納がある世帯は認定証が交付できない場合があります

住民税非課税世帯の人で申請月以前1年間に90日を超える長期入院をされていて、食事療養費が減額になる場合はマイナ保険証の有無にかかわらず申請が必要です。



【申請に必要なもの】

- 受診者の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
- 受診者・世帯主のマイナンバーがわかるもの
- 申請者の顔写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）
- ※8月1日(金)から6日(水)までに申請される場合、口座振替の人や納付書で直前に納入した人は、記帳をした口座振替の通帳や領収書をご持参ください

問い合わせ 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

連
載

小児科

予防接種もOK!



小児科医
専門：アレルギー
いちまる ともひろ
市丸 智浩
(診察日：月・火・木)

7月から小児科を担当しています。外来診療のみですが、入院が必要、あるいはより専門的な検査が必要な場合は佐賀大学や佐賀県医療センター好生館などの病院と連携して医療を行います。

小児科は子どもの内科であり、広い分野を診療します。わたし自身は小児科専門医の他、アレルギー専門医の認定資格を持っており、佐賀大学や好生館在籍時より診療を行なってきました。主なアレルギー疾患には気管支喘息、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎（含花粉症）、アトピー性皮膚炎などがあり、これらは乳幼児期に始まり、学童期に最も多く見られる慢性疾患です。これらにつき、より専門的に診療する予定です。

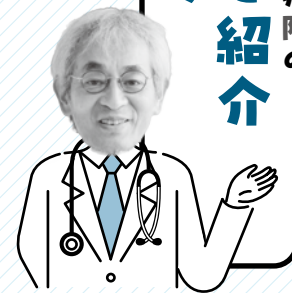


小児科医
専門：心身症・発達相談
ふじた いちろう
藤田 一郎
(診察日：水・金)

佐賀大学医学部小児科では新生児や心身症・不登校の診療を担当しました。心身症で多いのは朝起きられず登校できない、頭痛、立ちくらみなどの自律神経症状で困っている小中学生です。心身両面からの診療が必要であり、心理相談は前向き子育てプログラムを参考に、子どもと約束して見守り、できたら褒めるなどの具体的な子育て方法を保護者にアドバイスします。私の外来でも成長発達に関する相談を行います。心理相談が必要なときは時間帯を指定して診療する予定です。



医師を紹介
します



院長 佐藤 清治

公立病院としての役割を果たすべく既存の診療を更に強化し新たな診療科を追加しました。
このコーナーでは各診療科の医師をご紹介します

公立佐賀中央病院の

次号は
産婦人科・泌尿器科です